

令和5年度第1回総合計画審議会

議題(1)

茅ヶ崎市総合計画の評価について

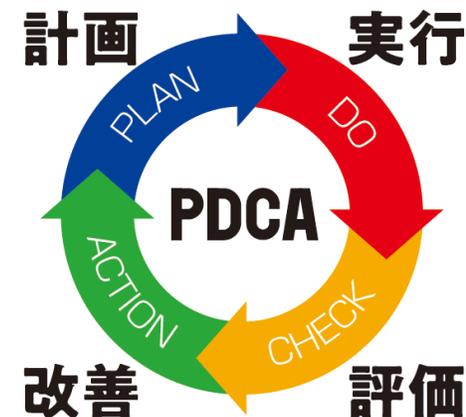
総合計画・実施計画の評価の考え方

評価の必要性

市では、総合計画と実施計画を着実に推進するため、茅ヶ崎市自治基本条例第20条第1項で政策についての評価を実施することを規定しています。

今後、右図のPDCAマネジメントサイクルの考え方をもとに評価を行い、総合計画の見直し・実施計画の策定に反映させていきます。

PDCAマネジメントサイクル



これまでの総合計画・実施計画の評価

市のこれまでの評価では、各分野における代表的な事務事業の進捗・成果や、ヒト・カネといった行政資源の投資量を判断材料として、評価を行ってきました。

一方で、個々の事務事業は各個別計画を所管する審議会で評価を行っていることも多い中で、総合計画・実施計画の評価においても、個々の事務事業の進捗や成果について総合計画審議会が評価を行うという、評価の重複が生じていました。

H30 基本理念評価シート【政策目標】（抜粋）

1.基礎情報		
基本理念	1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとつづくり	評価担当部局
政策目標	1 次世代の成長を喜びあえるまち	こども育成部
目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てができるサポート体制ができている 子育てを支え合える地域社会の仕組みができている 子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている 多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている 	

2. これまでの投入資源 (単位:百万円)								
一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	11,065	10,214	10,285	11,023	12,284	12,620	13,411	80,901
事業費	9,918	9,099	9,198	9,927	11,092	11,321	12,054	72,609
職員給与費	1,147	1,115	1,087	1,096	1,192	1,299	1,357	8,292
従事職員数	320	319	319	294	305	312	321	2,190
常勤職員	131	133	133	135	143	158	161	994
再任用職員(短時間含)	9	10	6	6	4	6	8	49
その他	180	176	180	153	158	148	152	1,147

3. 目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組		
年度	実施計画事業名	事業概要
29年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。

総合計画・実施計画の評価の考え方

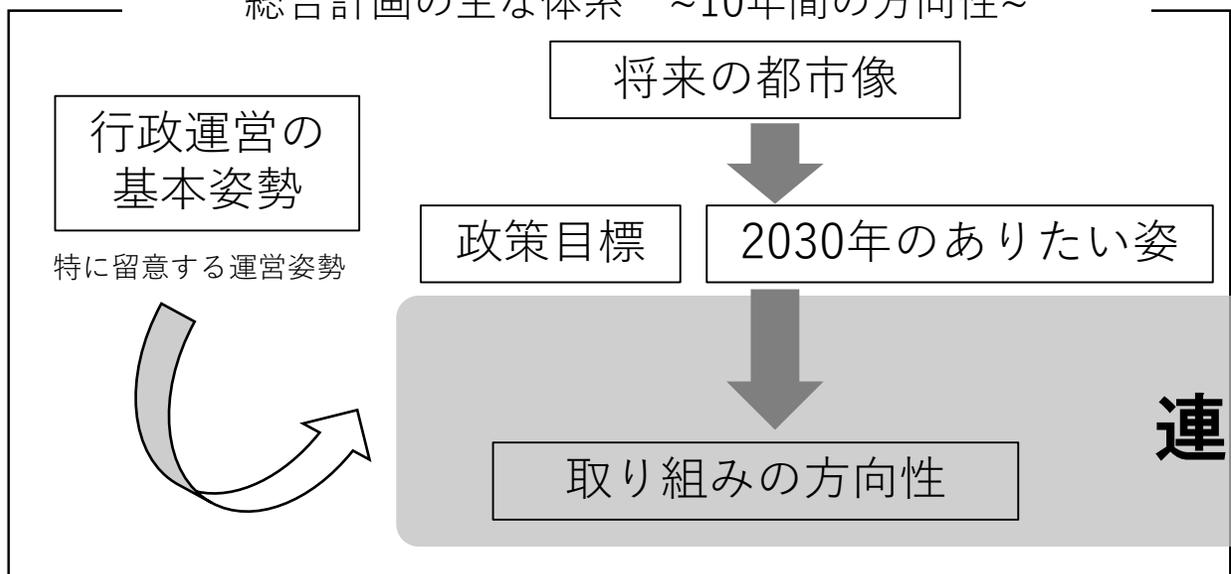
評価方法のポイント① 政策の方向性といった大局的な視点での評価

総合計画は市の政策の基本的な方向を定めることが主旨であることから、個々の事務事業の評価は、各個別計画やそれらを所管する審議会に委ねて評価の重複を解消し、総合計画、実施計画では政策の方向性といった大局的な視点の評価を行います。

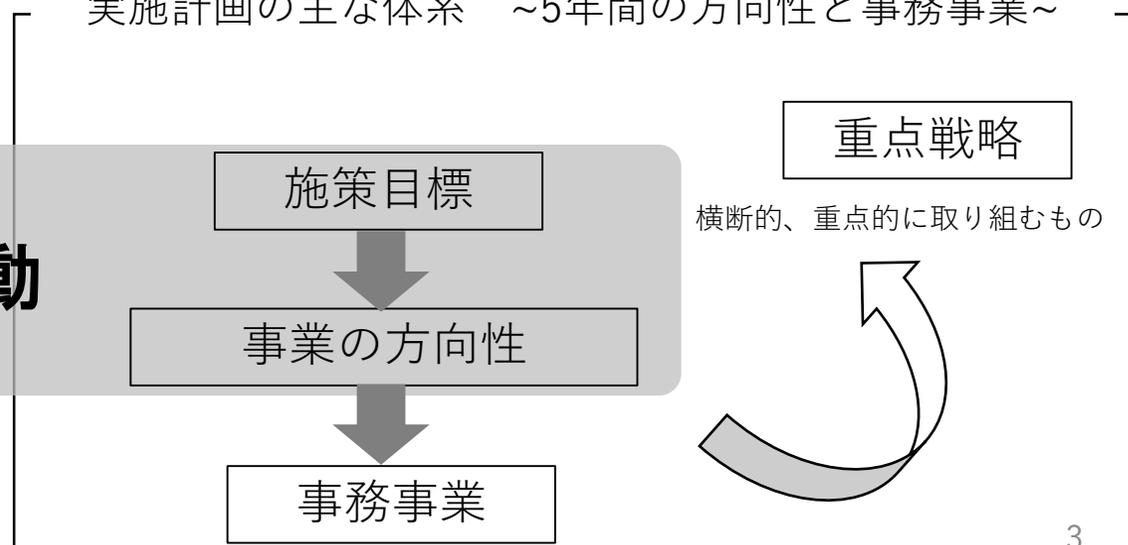
大局的な評価を行った結果、主に総合計画の取り組みの方向性が見直されることが想定されます。また、見直しを実施計画の施策目標や事業の方向性と連動させることで、事務事業検討のための方向性を一体的に見定めることができます。

大局的な評価により計画の見直しや策定を行うことで、上位目標や方向性をしっかりと捉えた、より効果的な事務事業の企画立案や実行を推進していきます。

総合計画の主な体系 ~10年間の方向性~



実施計画の主な体系 ~5年間の方向性と事務事業~



連動

総合計画・実施計画の評価の考え方

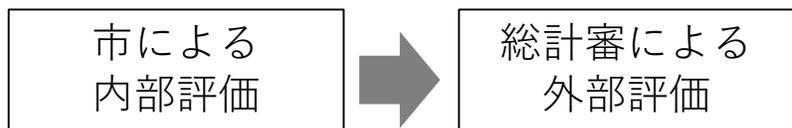
評価方法のポイント② 内部と外部の2層評価

- 次の主体で内部と外部の評価を行います。

市による内部評価	総合計画審議会による外部評価
P D C A マネジメントの中で、政策の実行者として実施する評価。	内部評価の適切性を確保するために実施する評価。 (内部評価で収集した情報と内部評価の結果を示しながら、評価していただく。)

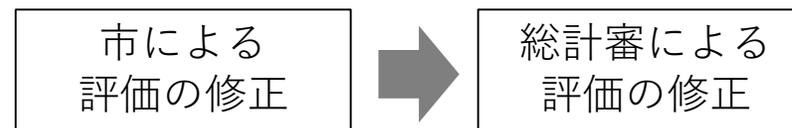
- 総合計画の見直しや次期実施計画の策定のスケジュールを踏まえて迅速かつ丁寧な評価とするため、次の流れで評価を行います。
- 評価はR6年度に一旦とりまとめますが、実施計画2025に記載している各指標の多くは、R7年度に情報収集が可能となるため、R7年度に次期実施計画を策定する中で、評価についてもご意見をいただき、必要に応じて調整します。

R 5 年度



社会の変化等の情報を捉えたうえでの評価

R 6 年度

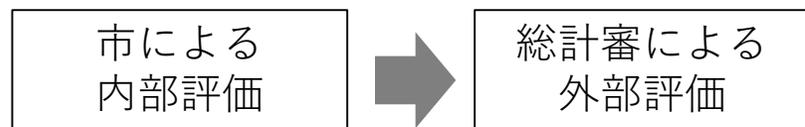


市民討議会等や市民意識調査を踏まえた評価の修正

総合計画・実施計画の評価の考え方

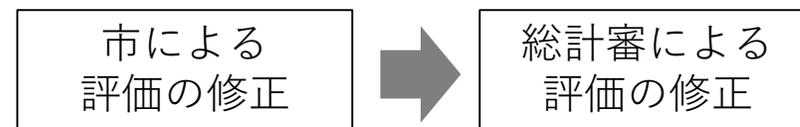
評価のために収集する情報

R 5 年度



社会の変化等の定量的・定性的な情報を捉えた評価

R 6 年度



市民討議会等や市民意識調査を踏まえた評価の修正

コロナ禍の影響による変化など、総合計画の策定時からの状況変化に関する情報や、市の取り組みの効果を捉えることができる情報を収集し、評価を実施します。

また、各個別計画の審議会において主に議論されている点を情報として加えることで、各個別分野と調整のとれた評価とします。

市民討議会：無作為抽出による市民が集まり、まちの課題について話し合い、出された意見を集約してまちづくりに生かしていくもの。

市民意識調査：市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画の進行管理の基礎資料とするもの。
(直近では、R3年度に実施。実施には一定程度間隔を空ける必要があるため、次回はR6年度に実施予定。)

総合計画・実施計画の評価の考え方

収集する情報と評価のイメージ

政策目標 1 __ トピック 1 __ 人口推移と保育ニーズ

情報例

保育園の待機児童数の推移データ

学童保育の待機児童数の推移データ

年少人口の推移データ

評価例

- 年少人口の伸び率と〇〇などの対策を進めた結果、保育園の待機児童数は×××となったため、▲▲▲する必要がある。
- 学童保育の待機児童は、〇〇など対策を進めてきたが、学年や学期によってニーズが変化するため、保育園に比べて適切なサービス量を捉えることが難しいこともあり、待機児童は×××となったため、▲▲▲する必要がある。
- 本市の子育て層のライフスタイルや本市の年少人口の動向を見ると、子育てと仕事が両立できる環境づくりは×××であることから、▲▲▲する必要がある。ただし、今後の年少人口の減少を踏まえて検討する必要がある。

総合計画・実施計画の評価の考え方

情報例：保育園の待機児童数の推移データ

市内保育所等数、入園数、待機児童数等の状況（各年4月1日現在）

	R元（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）
保育所等数（※1）	70	71	72	74	74
定員数	4,090	4,286	4,443	4,530	4,530
申請者数	4,395	4,609	4,723	4,889	5,008
入園数	4,211	4,434	4,571	4,639	4,762
待機児童数	5	0	1	22	5
保留児童数（※2）	184	175	152	250	246

令和5年5月10日記者発表資料「2023年4月1日の保育園待機児童数の状況と対策」より作成

（※1）保育所等数は、認定こども園と小規模保育事業等の地域型保育事業を含む

（※2）待機児童数は厚生労働省の基準による数、保留児童数は実際に入園できていない総数

総合計画・実施計画の評価の考え方

情報例：学童保育の待機児童数の推移データ

市内保育所等数、入園数、待機児童数等の状況（各年4月1日現在）

	R元（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）
児童クラブ数（総計）	30	33	34	35	35
（うち民設民営）	3	6	7	8	8
定員数	1,788	1,928	1,986	2,043	2,068
保育需要児童数（※1）	1,898	2,003	1,950	2,074	2,205
公設民営入所児童数	1,543	1,562	1,571	1,566	1,615
民設民営入所児童数	155	231	291	388	386
待機児童数（※2）	172	116	75	104	201
保留児童数（※3）	200	210	88	120	204

令和5年3月公表資料「茅ヶ崎市待機児童解消対策（令和5年3月作成）」及び青少年課資料より作成

（※1）児童クラブ入所児童数に保留児童数を加えた数

（※2）各小学校区の保育需要児童数が児童クラブの定員を超えた数

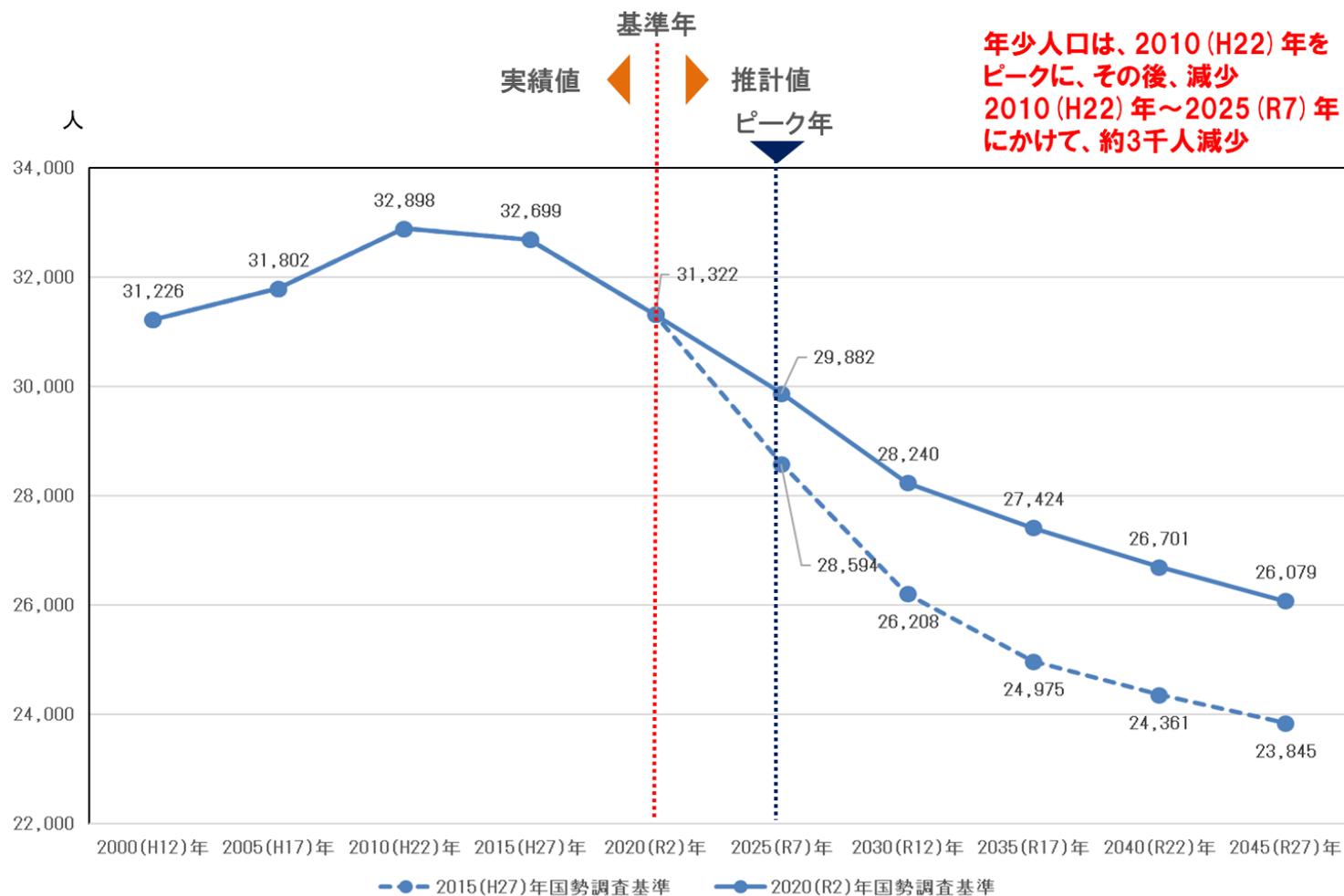
（※3）小学校区内に入所できる児童クラブがあるにも関わらず、保護者児童の希望等により入所しない数も含めた、実際に児童クラブに入所できていない児童数

総合計画・実施計画の評価の考え方

情報例：年少人口の推移データ

年少人口(0～14歳)の見通し

茅ヶ崎市の将来推計人口（2022(令和4)年1月推計）より抜粋



総合計画・実施計画の評価の考え方

各政策目標における主なトピックのイメージ

政策目標 1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち	トピック 1	人口推移と保育ニーズ（待機児童数、ライフスタイルの変化）
	トピック 2	保護者の心身の健康（自分の時間の確保、産後ケア）
	トピック 3	子どもの心身の健康（自己肯定感、居場所づくり、栄養確保）
	トピック 4	学校教育のデジタル化（GIGAスクール）
政策目標 2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち	トピック 1	暮らし方と働き方の変化（テレワーク、ワーケーション、サテライトオフィス）
	トピック 2	ビジネス形態の変化（販売・サービス提供手段の多様化）
	トピック 3	観光のあり方（道の駅、ローカルツーリズム）
	トピック 4	各産業の経営課題（農業、水産業、工業、小売業など）
政策目標 3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち	トピック 1	高齢化の進展による影響（単身世帯数、社会保障、生活困窮）
	トピック 2	安定・充実した生活の確保（自立支援、健康増進、セカンドライフ）
	トピック 3	コロナ禍を踏まえた公衆衛生体制（新興感染症対策）
	トピック 4	地域の基幹病院のあり方（公営企業会計全部適用）

総合計画・実施計画の評価の考え方

各政策目標における主なトピックのイメージ

政策目標4 誰もがいつでも学 べ、生きがいを 持って自分らしく 暮らすまち	トピック1	文化・芸術の機会の多様化（オンライン講演、デジタルアーカイブ）
	トピック2	スポーツの機会の多様化（オンライン指導、健康意識、地域スポーツ）
	トピック3	多様性に関する意識の変化（認知度、満足度、制度の変革）
政策目標5 豊かな自然と共存 し、心地よい生活 環境のあるまち	トピック1	豊かな自然環境の保全（海岸、河川、里山、生物）
	トピック2	様々な環境負荷の低減策（ごみ、エネルギー）
	トピック3	まちなかの心地よい居場所づくり（まちなかのみどり、公園、空き家）
政策目標6 安全で安心して暮 らせる、強くしな やかなまち	トピック1	誰もが災害に備える体制づくり（要援護者支援、自助・共助）
	トピック2	人口構成と消防・救急体制（地域の担い手不足、救急搬送数）
	トピック3	日常生活の安全・安心（犯罪と交通事故の防止）

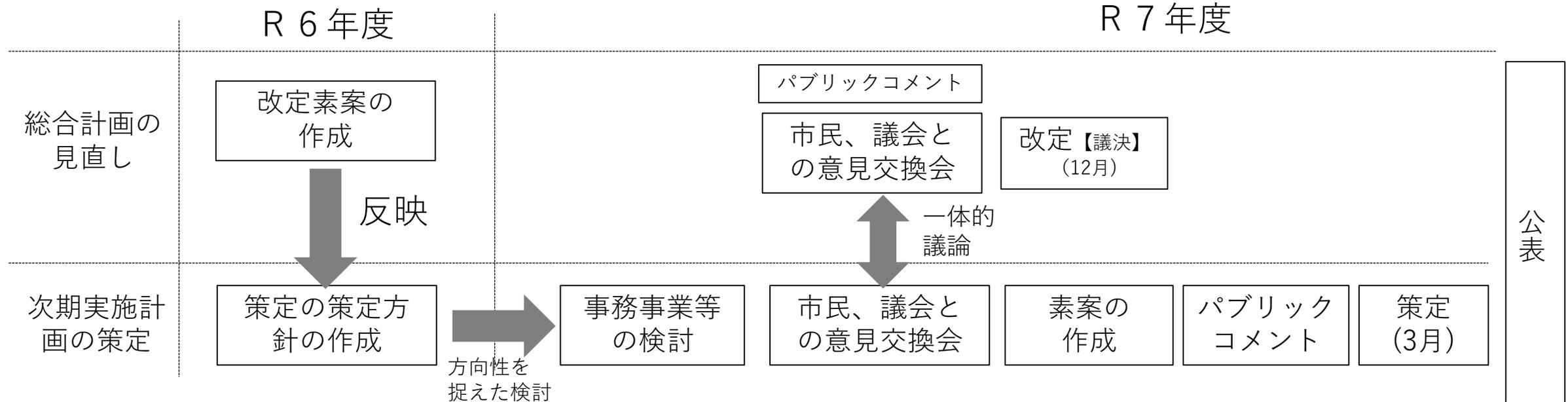
総合計画・実施計画の評価の考え方

各政策目標における主なトピックのイメージ

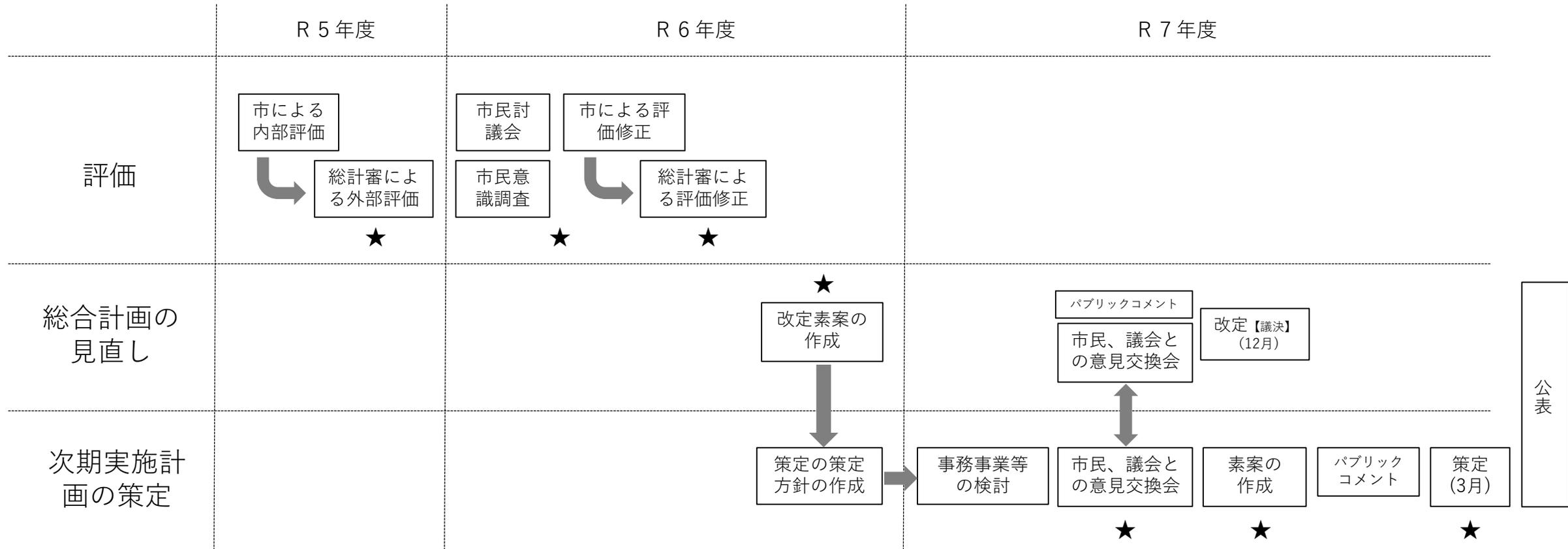
政策目標 7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち	トピック 1	市街地の変化（バリアフリー、建築状況）
	トピック 2	人口推移と公共交通（外出しやすい移動手段、ライドシェア）
政策目標 将来都市像の実現に向けた行政経営	トピック 1	行政のデジタル化（AI、電子申請、チャットボット、RPA）
	トピック 2	公共建築物の維持管理（計画的な再整備、予防保全）
	トピック 3	人口推移と職員の人材確保（生産年齢人口、価値観の多様化）
	トピック 4	民間における公共的役割の変化（CSR）
	トピック 5	人口の流出入の状況（シティプロモーション）
	トピック 6	財政の健全性（経常収支比率）

総合計画の見直しと次期実施計画策定のタイミング

- 総合計画については、市の長期的な方向性を示した計画であるため、様々な事柄を包括的に捉えた抽象的な表現が多く、議論がしづらい面があります。実際に、市民との意見交換会でも、個別の事務事業に関するご意見が多く寄せられる傾向があることから、より具体的に主要な事務事業を示す実施計画と一体的にお示しすることで、市民とより深まった議論が可能となります。
- 加えて、行政内部においても、総合計画での目標や方向性をしっかりと捉えたうえで、事務事業の企画立案を行うことで、総合計画に掲げる目標達成への貢献度が高い、より効果的な事務事業の実施が可能となります。したがって、総合計画の見直しにより、R12年度に向けた政策目標や取り組みの方向性を見定めたとうえで、それらに沿って実施計画の事務事業を検討する仕組みづくりを行います。



全体スケジュール



※現時点で想定している総合計画審議会の開催時期を★印で示しています。開催の時期は今後の検討の状況を見ながら改めて設定します。